

シリーズ 奄 振 法

シリーズ②
税制上の優遇措置と
奄美群島振興開発基金

奄振法は前回、奄美群島振興開発事業・税制上の優遇・奄美群島振興開発基金の3本柱からなっていると説明しました。今回は、税制上の優遇・奄美群島振興開発基金についてより詳しく掲載します。

区分	課税免除対象	対象業種	条 件
県	事業税	製造、旅館、観光関連農 林水産物販売、情報通信 産業等	特別償却の適用を受ける設備、取得 価額2,500万円超、新設又は設
		畜産、水産、薪炭製造	事業日数が労働日数の1/3を超え 1/2以下の個人に係る事業税
	不動産取得税	製造、旅館、観光関連 農林水産物販売、情報 通信産業等	「特別償却設備」である建物、敷地 である土地に係る不動産取得税
町	固定資産税	製造、旅館、観光関連 農林水産物販売、情報 通信産業等	「特別償却設備」である建物、機械 ・装置、敷地である土地に係る固定 資産税(旅館業は機械・装置を除く)

【税制上の優遇措置とは】
奄美群島において、特性を生かした産業振興及び地域間交流を促進するため、次表のとおり国税及び地方税の優遇措置がなされています。これは、奄美群島における設備投資等の促進効果のための措置です。

【奄美群島振興開発基金とは】
振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給(融資・債務保証)することなどにより、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的としています。

この基金の特徴は・・・

①第二、三次産業のみならず、第一次産業に対しても保証(※)をするなど、信用力が乏しい事業者に対しても信用保証を実施し、金融機関からの貸し付けの円滑化を支援します。

※保証・振興開発計画に基づく事業を行う中小企業等が、金融機関から貸し付けを行うことについて、その貸付金に関する保証を行います。

②第一次産業から第三次産業まで、地域の特性に即した業種に対して重点的に融資(※)を実施します。(沖縄振興特別措置法では、第一次産業に対しては融資を行っていません。)

※融資・振興開発計画に基づく事業を行う中小企業等が、金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの及び政令で定める事業を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行います。

③近年、基金の理事長には民間出身者を迎えており、地域事業者に対するコンサルティング機能の発揮を目指しています。

【お問合せ先】

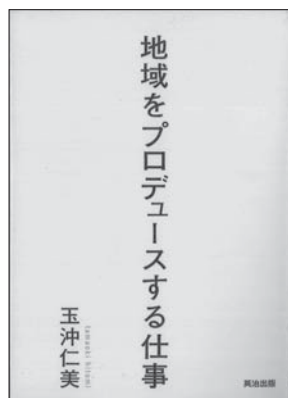
企画振興課 内線145

話題の本、入荷しました！

『地域をプロデュースする仕事』

玉沖 仁美／著 英治出版

苦節5年をかけて大ヒットした島根・海士町「さざえカレー」、村一丸で取り組む沖縄・国頭村「国頭ツーリズム協会」…。日本各地の地域コンサルティングに携わってきた著者が、プロジェクトの内側や取り組み全体の経緯を紹介する。



図書館だより



『いくつになっても「寝たきり」にならない3つのコツ』

丸山 淳士／著 日東書院本社

食習慣、運動週間、睡眠習慣。将来、寝たきりになるかならないかは、この3つの習慣の改善しだい。40代・50代のみならず、60代以降の人にも続けてほしい健康長寿術を紹介する。

お問合せ先 町立図書館 ☎93-4356